

第3章 母子保健

さいたま市では、1保健所各区1保健センター(10区)体制で地域密着型のきめ細かい保健サービスの提供に努めている。

1 届出等

(1) 母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理

[保健所・保健センター・妊娠・出産包括支援センター]

母子健康手帳は、妊娠・出産包括支援センター、各区役所区民課、支所及び市民の窓口で交付している。

さらに、妊娠・出産包括支援センター及び保健センターでは、保健指導を受けることが必要である産婦・新生児の出生等を早期に把握するため、母子健康手帳に添付されている出生連絡票の提出を促している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第16条、第18条、第22条 〉

母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理件数(低体重児届出の受理を含む)

	母子健康手帳 交付数 (部)	体重別の届出数							訪問希望の有無			
		5 999g	1,000g 5 1,499g	1,500g 5 1,999g	2,000g 5 2,499g	2,500g 5 3,999g	4,000g 5	計	有	無	計	
総数	10,121	29	30	105	630	7,871	57	8,722	6,988	1,731	8,719	
内 訳	西 区	787	0	1	3	60	670	6	740	600	140	740
	北 区	1,089	1	4	18	63	771	4	861	668	195	863
	大宮区	1,196	5	0	4	58	773	7	847	675	178	853
	見沼区	978	3	2	12	60	803	5	885	677	205	882
	中央区	812	3	0	11	45	578	5	642	507	136	643
	桜 区	549	3	1	6	29	486	5	530	437	89	526
	浦和区	1,417	4	8	17	92	1,072	6	1,199	1,012	188	1,200
	南 区	1,574	4	7	15	114	1,307	10	1,457	1,184	270	1,454
	緑 区	1,170	2	3	14	80	905	5	1,009	815	192	1,007
岩槻区	549	4	4	5	29	506	4	552	413	138	551	

(2) 妊娠・出産包括支援センター事業

[妊娠・出産包括支援センター]

平成29年4月から妊娠・出産包括支援センターを10区に設置し、各種事業を実施している。母子保健相談員(保健師、助産師の有資格者)が、妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、アンケートや面接から支援が必要な方を早期に把握することで、妊娠・出産・育児に関する相談にワンストップで応じ、情報提供や必要なサービスを利用できるよう調整している。全ての妊婦を把握し、継続支援の必要な方へ支援プランを作成して、地区担当保健師や他機関と連携し切れ目のない支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第22条 〉

アンケート実績(※転入分も含む)【住民登録地別】

	住民登録地別 アンケート受理数	再掲		再掲		
		※2次設問実施者数		2次設問の方法		
		面接	電話	訪問		
総数	10,861	10,671	10,206	454	11	
内 訳	西 区	849	839	816	23	0
	北 区	1,169	1,148	1,091	57	0
	大宮区	1,181	1,136	1,110	26	0
	見沼区	1,145	1,141	1,046	92	3
	中央区	875	868	847	21	0
	桜 区	666	645	637	7	1
	浦和区	1,440	1,424	1,344	78	2
	南 区	1,739	1,727	1,666	60	1
	緑 区	1,126	1,075	1,035	39	1
	岩槻区	671	668	614	51	3

2 健康教育

(1) 出産前教室

[保健センター]

主に初妊婦とその夫やパートナー等を対象に、妊婦の健康の保持・増進を図り、夫やパートナー等の理解と育児協力を促すことを目的とし、妊娠・出産・育児に関する講義・実習等を実施している。

区により、母親学級と両親学級の単独型もしくは合体コース制をとっている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

① 母親学級実施状況

	実施 回数	参 加 人 員								内 容	
		母 親		父 親		そ の 他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数	49	728	770	65	65	1	1	794	836	①座談会 ②妊娠中の 保健と生活 ③母子健 康手帳の使い方 ④お 産の準備と経過 ⑤産 後の生活 ⑥妊娠中の 食生活 ⑦妊娠中と赤 ちゃんのお口のケア ⑧赤ちゃんと育児	
内 訳	西 区	5	69	69	0	0	0	0	69		69
	北 区	5	85	85	42	42	1	1	128		128
	大宮区	4	80	80	0	0	0	0	80		80
	見沼区	8	46	88	0	0	0	0	46		88
	中央区	7	151	151	23	23	0	0	174		174
	桜 区	4	56	56	0	0	0	0	56		56
	浦和区	5	82	82	0	0	0	0	82		82
	南 区	5	97	97	0	0	0	0	97		97
	緑 区	3	29	29	0	0	0	0	29		29
	岩槻区	3	33	33	0	0	0	0	33	33	

② 両親学級実施状況

	実施回数	参加人員								内容	
		母親		父親		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数	83	1,754	1,754	1,721	1,721	10	10	3,485	3,485	・妊娠・出産・育児に関する講義 ・妊婦体験	
内訳	西区	5	70	70	65	65	0	0	135		135
	北区	5	87	87	81	81	4	4	172		172
	大宮区	11	199	199	197	197	0	0	396		396
	見沼区	6	138	138	139	139	0	0	277		277
	中央区	8	181	181	178	178	1	1	360		360
	桜区	4	58	58	55	55	0	0	113		113
	浦和区	10	329	329	325	325	0	0	654		654
	南区	18	429	429	422	422	4	4	855		855
	緑区	11	186	186	182	182	0	0	368		368
	岩槻区	5	77	77	77	77	1	1	155		155

(2) ふたご支援事業

[保健センター]

多胎妊婦とふたご以上の子どもを持つ親同士が、お互いに情報交換をすることおよび必要な情報を得ることにより、育児不安を軽減できることを目的とし、各区の実情に応じて実施(「ふたごの集い」として交流の場を設ける、自主グループ支援を行う。)している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

①「ふたごの集い」を実施

	実施回数	参加人員						
		妊婦	母	父	児	その他	計	
総数	19	17	69	18	136	9	249	
内訳	西区	2	0	6	1	12	0	19
	北区	3	1	14	1	28	2	46
	大宮区	2	2	4	3	8	0	17
	見沼区	1	0	3	0	4	1	8
	中央区	2	2	8	1	14	0	25
	桜区	1	0	2	0	4	0	6
	浦和区	3	5	14	6	31	3	59
	南区	2	4	7	2	14	0	27
	緑区	2	2	5	2	10	3	22
	岩槻区	1	1	6	2	11	0	20

②自主グループ支援を実施

西区で1回、見沼区で2回、緑区で1回実施した。

(3) 育児学級**[保健センター]**

おおむね 2～3 か月の乳児とその保護者を対象に、ふれあい遊びや事故予防など育児に関する情報と親同士の交流の場を提供することで、育児不安を軽減させ、子ども虐待予防を図るため、保健センターで育児学級を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 9 条 〉

育児学級実施状況

	実施回数	参加人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	98	1,529	44	1,548	40	3,161	【1コース1回】 親子遊び、講義、座談会	
内 訳	西 区	5	36	1	35	0		72
	北 区	10	88	16	89	3		196
	大宮区	10	119	3	122	0		244
	見沼区	10	130	8	130	0		268
	中央区	5	86	2	88	1		177
	桜 区	5	34	2	34	0		70
	浦和区	10	228	5	236	1		470
	南 区	30	650	4	656	35		1,345
	緑 区	8	98	1	98	0		197
岩槻区	5	60	2	60	0	122		

(4) 離乳食教室**[保健センター]**

4～5 か月の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の進め方、調理方法を知り、離乳食に対する不安の解消・軽減を図ること、また、乳児期の成長・発達を知り、子どもの健全な育成を図ることを目的として、保健センターで離乳食教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 9 条 〉

離乳食教室実施状況

	実施回数	参加人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	164	1,396	64	1,052	6	2,518	栄養、歯に関する講義	
内 訳	西 区	20	71	2	50	0		123
	北 区	10	110	6	75	3		194
	大宮区	21	178	3	128	0		309
	見沼区	20	133	10	108	3		254
	中央区	10	121	5	88	0		214
	桜 区	11	69	3	55	0		127
	浦和区	13	218	11	166	0		395
	南 区	30	305	9	233	0		547
	緑 区	15	105	3	83	0		191
岩槻区	14	86	12	66	0	164		

(5) 親子教室**[保健センター]**

発達や情緒において遅れのある幼児とその保護者に対し、集団による指導や交流できる場を提供し、併せて全体的な発達を促しながら、幼児の健やかな育成及び保護者の不安の軽減を図ることを目的として、保健センターで親子教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

親子教室実施状況

	実施回数	参加人員										内容	
		母親		父親		児		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数	194	243	1,184	30	54	250	1,238	51	154	574	2,630	・自由遊び ・親子遊び ・設定遊び ・懇談会など	
内 訳	西区	16	24	90	1	4	24	94	8	19	57		207
	北区	21	20	105	3	5	21	108	5	14	49		232
	大宮区	21	22	122	6	11	22	127	2	10	52		270
	見沼区	24	36	189	8	14	37	197	7	28	88		428
	中央区	21	22	97	3	8	22	105	6	16	53		226
	桜区	14	15	54	2	5	16	59	1	6	34		124
	浦和区	22	36	197	4	4	36	201	7	18	83		420
	南区	20	23	115	1	1	23	116	4	14	51		246
	緑区	16	23	90	1	1	25	97	5	12	54		200
岩槻区	19	22	125	1	1	24	134	6	17	53	277		

(6) むし歯予防教室**[保健センター]**

おおむね1歳～1歳5か月児とその保護者を対象に、生活習慣の形成等健康教育を実施すると共に1歳6か月児の歯科健康診査とフッ化物塗布の勧奨をしている。また、市立保育園児とその保護者等を対象に教室を開催している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

むし歯予防教室実施状況**① おおむね1歳～1歳5か月児**

	実施回数	参加延人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	135	703	18	640	3	1,364	むし歯予防と歯みがきに関する講義	
内 訳	西区	15	41	0	38	0		79
	北区	10	53	1	44	0		98
	大宮区	17	84	2	80	0		166
	見沼区	15	70	2	69	0		141
	中央区	18	77	2	73	1		153
	桜区	8	36	1	34	0		71
	浦和区	12	117	3	104	0		224
	南区	18	120	3	104	0		227
	緑区	12	64	2	58	0		124
岩槻区	10	41	2	36	2	81		

② 市立保育園(施設に歯科衛生士が直接巡回して実施)

	実施回数	参加延人員					内容		
		母親	父親	児	その他	計			
総数	61	101	10	2,063	0	2,174	むし歯予防と歯みがきに関する講義		
内	西区	4	0	0	145	0		145	
	北区	9	18	0	323	0		341	
	大宮区	6	6	1	287	0		294	
	見沼区	7	0	0	198	0		198	
	中央区	6	16	2	111	0		129	
	桜区	3	0	0	127	0		127	
	訳	浦和区	8	19	0	296		0	315
		南区	10	22	5	315		0	342
		緑区	2	0	0	113		0	113
	岩槻区	6	20	2	148	0		170	

(7) 地区健康教育**[保健センター]**

公民館、小学校等の地区からの依頼により、保健所・保健センターの保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による地区健康教育を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

地区健康教育実施状況

	実施回数	参加延人員					内容
		母親	父親	児	その他	計	
総数	119	550	26	1,888	40	2,504	講義等
西区	11	46	0	194	0	240	
北区	5	11	0	122	0	133	
大宮区	8	37	2	126	18	183	
見沼区	6	33	1	120	0	154	
中央区	17	44	13	261	0	318	
桜区	6	37	1	43	0	81	
浦和区	13	80	2	96	13	191	
南区	36	231	5	474	0	710	
緑区	7	4	0	218	7	229	
岩槻区	10	27	2	234	2	265	

(再掲)むし歯予防教室

	実施回数	参加延人員					内容
		母親	父親	児	その他	計	
総数	70	254	16	1,635	17	1,922	各施設で実施 むし歯予防と歯みがき に関する講義
西区	7	25	0	170	0	195	
北区	2	0	0	114	0	114	
大宮区	7	35	1	123	15	174	
見沼区	5	22	0	105	0	127	
中央区	12	26	9	241	0	276	
桜区	4	16	0	21	0	37	
浦和区	3	8	0	49	0	57	
南区	15	95	4	364	0	463	
緑区	5	0	0	214	0	214	
岩槻区	10	27	2	234	2	265	

(8) 思春期保健事業

[地域保健支援課]

市内小・中学生、高校生等の思春期にある子どもとその保護者、並びに関係者を対象に平成 29 年度から思春期保健事業を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 9 条 〉

① 思春期保健教室

市内 19 校(小学校 10 校、中学校 9 校)で実施した。

		参加者数
総 数		3,151
内 訳	小学生	855
	中学生	1,823
	高校生	150
	教職員	157
	保護者	165
	その他	1

② 思春期保健に関する連携会議

日時:令和 4 年 7 月 22 日(金) 9:30~11:00

会場:大宮区役所 404 会議室

内容:思春期保健事業の説明

埼玉県助産師会さいたま市地区によるミニ講座

「性の多様性について」

「プライベートゾーンと距離感について」

グループワーク

3 健康相談

(1) 育児相談・来所健康相談・電話相談

[保健所・保健センター]

乳幼児の発達や保護者の育児不安などに関し適切な保健指導を行い、不安の解消さらには子どもの健全な発達を促すため、保健所・保健センターで各種相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条 〉

育児相談実施状況

	実施回数	乳 児		幼 児		妊 婦		産 婦		その他		計	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
総 数	208	1,029	1,820	623	1,072	2	2	41	41	5	5	1,700	2,940
西 区	20	87	159	57	94	0	0	1	1	0	0	145	254
北 区	20	111	201	77	125	0	0	0	0	0	0	188	326
大宮区	23	153	284	90	180	0	0	0	0	0	0	243	464
見沼区	26	75	126	53	76	2	2	5	5	2	2	137	211
中央区	19	129	241	55	141	0	0	0	0	0	0	184	382
桜 区	25	75	124	36	70	0	0	3	3	1	1	115	198
浦和区	9	73	96	53	70	0	0	0	0	1	1	127	167
南 区	18	141	238	72	86	0	0	0	0	0	0	213	324
緑 区	23	84	147	59	87	0	0	27	27	1	1	171	262
岩槻区	25	101	204	71	143	0	0	5	5	0	0	177	352

※ 地区依頼の相談も含む

来所健康相談状況

		乳 児		幼 児		妊 婦		産 婦		その他		計	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
総 数		2,670	2,909	2,609	3,155	11,127	11,127	1,937	1,937	3,058	3,058	21,401	22,186
保健所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健センター	西 区	206	214	203	248	850	850	123	123	246	246	1,628	1,681
	北 区	178	201	355	425	1,230	1,230	152	152	657	657	2,572	2,665
	大宮区	283	283	246	310	1,359	1,359	149	149	392	392	2,429	2,493
	見沼区	255	308	263	353	1,076	1,076	156	156	327	327	2,077	2,220
	中央区	155	189	247	298	1,014	1,014	128	128	233	233	1,777	1,862
	桜 区	135	151	191	231	620	620	109	109	217	217	1,272	1,328
	浦和区	359	411	337	418	1,253	1,253	224	224	256	256	2,429	2,562
	南 区	376	390	277	299	1,799	1,799	303	303	183	183	2,938	2,974
	緑 区	553	579	240	300	1,225	1,225	514	514	264	264	2,796	2,882
岩槻区	170	183	250	273	701	701	79	79	283	283	1,483	1,519	

電話相談件数

		延 人 員								計	
		妊婦	産婦	乳 児		幼児	学 童		その他		
				新生児	乳 児		小学生	中学生	20歳未満		保護者
総 数		5,843	5,142	1,255	6,551	9,827	297	61	41	5,376	34,393
保健所		10	2	2	3	2	0	0	0	3	22
保健センター	西 区	322	270	150	357	551	11	0	0	124	1,785
	北 区	953	649	113	741	980	50	13	7	756	4,262
	大宮区	909	684	48	814	1,063	16	2	1	832	4,369
	見沼区	671	499	141	808	1,496	27	3	1	502	4,148
	中央区	296	434	116	524	883	26	2	5	509	2,795
	桜 区	377	476	72	430	668	28	23	21	448	2,543
	浦和区	570	352	101	543	688	26	1	1	223	2,505
	南 区	801	814	167	943	1,341	22	2	3	934	5,027
	緑 区	555	557	94	659	1,185	45	4	0	637	3,736
岩槻区	379	405	251	729	970	46	11	2	408	3,201	

4 健康診査

(1) 妊婦健康診査

[保健所・保健センター]

妊娠中の異常を早期に発見するとともに、心身ともに母体の健康を保ち胎児の健全な発育を促すため健康診査(超音波検査、B群溶血性連鎖球菌検査等を含む)と下記の検査等の費用の一部を助成している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 13 条 〉

妊婦健康診査受診状況 (人)

妊婦健康診査	120,763
HIV抗体検査	9,980
HBs抗原検査	10,008
HCV抗体検査	10,007
子宮頸がん	9,552
HTLV-1抗体検査	9,972
性器クラミジア検査	9,736

※妊婦健康診査は1～14回目の受診者延数

(2) 妊婦歯科健康診査

[保健所・保健センター]

妊婦の口腔衛生の向上及び胎児の健全な発育を図るため、市内個別医療機関において妊婦を対象に妊婦歯科健康診査を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 13 条 〉

妊婦歯科健康診査受診者数	4,073人
--------------	--------

(3) 産婦健康診査

[保健所・保健センター]

産婦の健康の増進、母子への支援の充実及び経済的負担の軽減を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備するために、出産後概ね1か月程度の産婦に対し、産婦健康診査として基本的な健康診査とこころの健康チェックを実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 13 条 〉

産婦健康診査費用助成件数	8,965
--------------	-------

(4) 乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査

[保健所・保健センター]

乳幼児を対象に、市内個別医療機関において乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 12 条、第 13 条 〉

乳幼児健康診査実施状況

		4か月児健康診査	10か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査
対 象		4か月～6か月未満児	10か月～12か月未満児	1歳6か月～2歳未満児	3歳6か月～4歳未満児 (歯科健診は3歳～4歳未満児)
内 容		①問診 ②身体測定 ③診察 ④必要とする乳児に対し保健指導、栄養指導等		①問診 ②身体測定 ③診察 ④尿検査(3歳児健診のみ実施) ⑤視聴覚検査 ⑥歯科健康診査 ⑦フッ化物塗布(1歳6か月児歯科健診時希望者へ実施) ⑧必要とする幼児に対し保健指導、栄養指導等	
実施場所		市 内 個 別 医 療 機 関			
一般健康診査	対象児数	9,964	10,367	10,373	10,970
	受診児数	9,674	9,984	9,962	10,444
	受診率	97.1%	96.3%	96.0%	95.2%
	特になし	8,181	8,315	8,291	7,390
	指導	460	465	750	1,550
	経過観察	463	864	842	1,061
	再検査(尿・目・耳)				879
	精密健康診査紹介	305	200	300	1,174
	乳幼児発達健康診査	7	43	166	154
	要治療	163	96	60	71
加療中	562	509	469	748	
医師から市への指示事項あり(再掲)	147	223	290	262	
歯科健康診査	対象児数			10,373	11,337
	受診児数			8,889	9,278
	受診率			85.7%	81.8%
	フッ化物塗布実施数			8,650	
	むし歯なし			8,832	8,720
	むし歯あり			57	558
	むし歯の総本数			147	1,746
	一人平均むし歯本数			0.02	0.19
	不正咬合あり(人)			852	1,449
	軟組織異常あり(人)			667	197
その他異常あり(人)			455	599	

(5) 乳幼児健康診査未受診フォロー**[保健所・保健センター]**

保健所・保健センターでは、4か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査の未受診児に対してアンケートを送付している。アンケートの返信の有無に関わらず、電話・訪問等で現在の状況や発育・発達、心配事を把握し、必要に応じて保健師等が事後指導を行っている。さらに必要な場合には、継続支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第10条、第12条、第13条 〉

未受診フォロー実施状況

(人)

		4か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査
フォロー対象者		227	275	615
アンケート返信数		149	135	343
アンケート未返信数 ※		78	140	272
アンケート返信率(%)		65.6%	49.1%	55.8%
未受診理由	医療機関で受診	101	41	79
	特に心配なし	12	26	55
	保育園等	0	20	78
	忘れていた 忙しかった	58	86	215
	その他	53	83	155
フォロー結果	終了	200	234	548
	継続フォロー	21	14	19
	市外転出(国外も含む)	3	8	15
	確認中	3	19	33

※アンケートの発送ができず、未受診フォロー対象になる方は「アンケート未返信数」へ計上

(6) 精密健康診査**[保健所・保健センター]**

乳幼児健康診査において、より精密な健康診査を行う必要があると認められた乳幼児を対象に、疾病及び発達の遅れの早期発見、早期治療を図るため、市内個別医療機関において精密健康診査を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第12条及び第13条 〉

精密健康診査受診状況

	精健票延交付枚数	延受診児数	受診率
4か月児健康診査	320	294	91.9%
10か月児健康診査	210	189	90.0%
1歳6か月児健康診査	311	263	84.6%
3歳児健康診査	1,329	1,071	80.6%

※交付枚数は、複数の精密健康診査受診票を発行していることがあるため、医師の判定事項(精密診査紹介)の数とは一致しない。

内容別精健票交付状況

(件)

	4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児	合計
総数	320	210	311	1,329	2,170
心臓及び循環	4	10	14	25	53
消化器	0	0	0	2	2
皮膚	48	22	14	8	92
四肢・脊柱	136	26	34	15	211
眼	33	43	96	754	926
耳・鼻	17	2	10	322	351
咽頭	2	2	1	4	9
呼吸器	0	1	0	0	1
その他	80	104	142	199	525

(7) 乳幼児発達健康診査

[保健センター]

乳幼児健康診査や育児相談等で、身体発育・精神言語発達について専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病の早期発見及び発育・発達を促す支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 13 条 〉

【内容】①問診 ②計測 ③検査 ④診察 ⑤相談

乳幼児発達健康診査実施状況

	実施回数	乳児		幼児		合計		
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
総数	180	30	32	1,094	1,224	1,124	1,256	
内 訳	西 区	16	0	0	91	98	91	98
	北 区	15	6	7	74	75	80	82
	大宮区	17	2	2	90	102	92	104
	見沼区	21	8	8	127	145	135	153
	中央区	14	1	1	75	78	76	79
	桜 区	15	3	3	88	103	91	106
	浦和区	23	6	7	167	195	173	202
	南 区	23	1	1	162	187	163	188
	緑 区	19	2	2	108	121	110	123
	岩槻区	17	1	1	112	120	113	121

5 訪問指導

(1) 妊産婦・新生児訪問指導

[保健センター]

保健センターでは、妊婦健康診査の結果、保健指導が必要な妊婦、出生連絡票等で把握した新生児及び乳児とその保護者(里帰り出産を含む)を対象に、妊産婦・新生児の健康増進と育児不安の軽減を図るため、助産師又は保健師が家庭訪問を実施している。

訪問の際には、自己記入方式質問票〔育児支援チェックリスト・エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)・赤ちゃんへの気持ち質問票〕を使用して、早期に産後の育児に関する状況や気持ちを把握し、育児不安の軽減や虐待予防のための支援をしている。

なお、妊産婦・新生児訪問指導を利用しない場合は、ハローエンゼル訪問により状況の確認をしている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条、第 11 条、第 17 条 〉

妊産婦・新生児訪問指導実施状況 (人)

下段:助産師委託分(再掲)

		妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	計
総 数		0	6,340	759	625	5,021	12,745
		0	6,014	678	517	4,868	12,077
内 訳	西 区	0	546	22	60	468	1,096
		0	533	17	57	463	1,070
	北 区	0	610	45	69	506	1,230
		0	574	37	55	488	1,154
	大宮区	0	603	80	63	465	1,211
		0	590	79	56	459	1,184
	見沼区	0	638	90	64	488	1,280
		0	546	73	31	442	1,092
	中央区	0	479	54	46	383	962
		0	430	42	29	360	861
	桜 区	0	374	47	33	295	749
		0	368	45	31	293	737
	浦和区	0	924	116	99	722	1,861
		0	897	112	92	704	1,805
	南 区	0	1,074	116	97	871	2,158
		0	1,056	112	89	864	2,121
	緑 区	0	707	135	67	517	1,426
		0	670	122	60	500	1,352
	岩槻区	0	385	54	27	306	772
		0	350	39	17	295	701

(2) 産後ケア事業**[保健所・保健センター・妊娠・出産包括支援センター]**

保健センターでは、出産後に心身の不調や育児不安がある等、育児支援を必要とする母子及びその家族を対象に、心身のケアや育児サポート等を行い、産後うつ予防や育児不安の解消を図るために産後ケア事業を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 〉

(延人員)

訪問型	545
宿泊型	556
デイサービス型	173

※宿泊型・デイサービス型については、令和2年10月より開始

(3) 母子訪問指導**[保健所・保健センター]**

保護者の健康問題や育児不安の軽減を図り、児の健全な発育発達をうながすため、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が家庭訪問を実施している。

また、未熟児養育医療給付児および未熟で出生した児に対して発育・発達の問題や保護者の育児不安について特に支援が求められるため、相談・訪問指導等を継続的に実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第10条・第19条 〉

母子訪問指導実施状況

(延人員)

		妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他	計
総数		248	2,337	300	612	1,939	2,723	3,167	11,326
保健所		0	0	0	0	0	0	0	0
保健センター	西区	7	126	17	42	88	96	124	500
	北区	17	189	31	38	159	159	226	819
	大宮区	18	210	29	47	168	176	239	887
	見沼区	41	203	12	54	186	364	327	1,187
	中央区	19	178	25	76	126	195	212	831
	桜区	31	144	22	32	126	156	251	762
	浦和区	27	460	72	107	353	443	526	1,988
	南区	18	370	33	82	311	407	435	1,656
	緑区	25	236	34	66	201	390	431	1,383
岩槻区	45	221	25	68	221	337	396	1,313	

※その他: 保護者等・小学生・中学生・その他20歳未満の子ども・母精神疾患等の総数

6 専門相談

(1) 不妊治療支援

[保健所]

生涯を通じた健康支援の一環として、不妊に悩む市民等に対し、相談や情報の提供を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市不妊治療支援事業実施要綱 〉

ア 不妊相談(不育相談含む)

① 一般相談

不妊治療に関する一般的な相談に保健師が電話や面接等で応じている。

不妊相談(一般相談)実施状況

相談方法別件数			
電話	面接	その他	合計
3,756	211	14	3,981

相談内容(重複あり)	相談件数
不妊の原因について	0
不妊症の検査・治療について	44
不妊治療を実施している医療機関の情報について	1
主治医や医療機関に対する不満について	13
世間の偏見や無理解による不満について	0
家族に関すること	0
助成金について	3,920
不育症について	21
その他	81
合計	4,080

② 専門相談

不妊治療に関する専門相談として、カウンセラーによる面接相談及び助産師等による電話相談を行っている。電話は専用回線を設置している。

不妊相談(専門相談)実施状況

相談種別	相談者延数
面接相談	8
電話相談	164

相談内容(重複あり)	相談件数	
	面接相談	電話相談
不妊の原因について	0	2
不妊症の検査・治療について	4	23
不妊治療を実施している医療機関の情報について	2	16
主治医や医療機関に対する不満について	1	3
世間の偏見や無理解による不満について	0	0
家族に関すること	2	4
助成金について	1	86
不育症について	1	17
仕事との両立について	2	1
その他	21	41
合計	34	193

(2) 妊娠・出産の電話相談

[保健所]

生涯を通じた女性の健康支援事業の一環として妊娠・出産に関して、保健師・助産師等が専用電話回線を通じて相談・助言等を行うことにより妊娠期からの切れ目のない支援を行う事業である。

〈 根拠法令等 : 妊娠・出産の電話相談実施要領 〉

妊娠・出産の電話相談実施状況

	件数
妊娠・出産電話相談	11

相談内容(重複あり)	相談件数
望まない妊娠	2
家族・育児面の不安	1
出産病院が見つからない	1
経済的問題	0
その他	7
合計	11

(3) お母さんの心の健康相談

[保健所]

保健所では、心の健康支援を必要とする母親の早期支援を目的として、精神科医による専門相談窓口を開設している。個別事例への対応と並行して、事例検討も実施している。

〈 根拠法令等 : お母さんの心の健康相談事業実施要領 〉

お母さんの心の健康相談実施状況

実施回数	総数		保健師からの相談
	実人員	延人員	件数
12	13	13	3

相談内容別(重複あり)	件数
EPDS高得点・産後うつ傾向	0
イライラする	4
母子関係	0
その他	9

診断内容別(重複あり)	件数
うつ状態	2
不安障害	0
適応障害	2
強迫性障害	1
その他	8

7 医療給付

保健所では、身体の発育が未熟なまま出生した乳児、身体に障害のある児童及び結核にかかり長期の入院を要すると認められた児童に対し、医療給付事業を実施している。

また、申請については、保健センターでも受け付けている。

(1) 未熟児養育医療給付

[保健所]

出生時の体重が2,000g以下及び医師が入院養育を必要と認めた新生児に対し、指定医療機関において必要な医療給付を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第20条 〉

未熟児養育医療給付件数

申請件数	決定件数	支払決定 実人員	決定件数の 出生時体重別内訳	
513	513	561	1,000g以下	36
			1,001～1,500g	38
			1,501～1,800g	55
			1,801～2,000g	57
			2,001～2,300g	100
			2,301～2,500g	52
			2,501g以上	175

(2) 自立支援医療(育成医療)給付

[保健所]

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患を持つ児童(18歳未満)で、確実な治療効果が期待できる場合に、医療の給付及び補装具の交付を行っている。

〈 根拠法令等 : 障害者総合支援法第58条第1項 〉

育成医療給付件数

申請件数	決定件数	給付実人員	決定件数の種類別内訳	
115	101	88	肢体不自由	30
			視覚障害	8
			聴覚・平衡機能障害	4
			音声・言語・そしゃく機能障害	24
			心臓機能障害	16
			腎臓機能障害	0
			小腸機能障害	0
			その他(内臓疾患)	6
			免疫機能障害	0
			肝臓機能障害	0

(3) 結核児童療育医療給付

[保健所]

結核にかかっている児童に対し、医療の給付とともに入院中の学校教育と療養生活の指導を行っている。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第21条の9 〉

申請件数	0件
------	----

8 子ども虐待発生予防

(1) 妊娠期からの虐待予防強化事業

[保健所・保健センター]

保健所では、産科協力医療機関等との連携を通じて、虐待発生リスクの高い家庭を早期に把握し、適切な継続支援(訪問、面接等)を行い、子ども虐待の発生防止に努めている。また、ケース把握後は関係機関との連携を図り、定期的に事例検討会を行っている。

〈 根拠法令等 : 妊娠期からの虐待予防強化事業実施要綱 〉

医療機関からの連絡件数	910 件
-------------	-------

(2) 子ども虐待予防のための相談

[保健所・保健センター]

保健所・保健センターでは関係機関からの連絡や、事業の利用等で把握した、虐待予防を主とした個別支援が必要と思われる対象者に対して、訪問・面接・電話による相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条 〉

(人)

	訪問					面接					電話					
	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	
総数	476	876	84	1,324	2,760	80	155	27	241	503	408	923	59	784	2,174	
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	
保健 セン ター	西 区	51	55	0	115	221	7	24	1	18	50	53	88	2	14	157
	北 区	18	40	1	54	113	1	10	0	15	26	4	40	2	45	91
	大宮区	35	24	4	73	136	13	11	13	48	85	67	111	11	163	352
	見沼区	31	71	2	97	201	11	16	3	21	51	46	82	10	67	205
	中央区	32	58	6	62	158	4	10	0	7	21	41	127	10	78	256
	桜 区	107	70	13	228	418	10	18	0	39	67	79	146	2	186	413
	浦和区	50	142	35	203	430	1	6	0	7	14	13	105	7	16	141
	南 区	38	173	5	183	399	5	16	1	20	42	20	78	4	37	139
	緑 区	48	113	6	120	287	11	14	2	27	54	43	40	4	77	164
岩槻区	66	130	12	189	397	17	30	7	39	93	42	106	7	86	241	

※子ども虐待予防のための相談は、3健康相談(1)育児相談・来所健康相談・電話相談、5訪問指導 (3)母子訪問指導の再掲である。

(3) 子ども虐待予防家庭訪問事業

[保健所・保健センター]

産婦・新生児訪問指導及び母子訪問指導により把握した養育状況から、継続支援が必要と判断される家庭に対して子ども家庭支援員を派遣している。子ども家庭支援員は、市が任用した保健師・助産師等であり、所定の研修を修了後、事業に携わっている。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項 〉

子ども家庭支援員訪問実施状況

訪問世帯数	
実数	延数
71	304

	妊婦		産婦		新生児		未熟児		乳児		幼児		その他		計		
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
総数	4	6	46	173	2	3	13	45	55	211	26	84	46	142	192	664	
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保健センター	西 区	1	2	2	16	0	0	0	0	3	21	1	1	2	4	9	44
	北 区	0	0	9	39	1	2	0	0	14	52	7	27	20	55	51	175
	大宮区	0	0	3	9	0	0	2	4	2	7	0	0	0	0	7	20
	見沼区	0	0	4	14	0	0	2	10	3	9	1	3	0	0	10	36
	中央区	0	0	3	8	0	0	2	11	3	8	1	3	4	18	13	48
	桜 区	0	0	3	13	1	1	0	0	3	12	0	0	2	3	9	29
	浦和区	1	1	7	20	0	0	2	6	8	25	4	7	5	13	27	72
	南 区	0	0	7	32	0	0	1	5	8	32	5	12	3	10	24	91
	緑 区	0	0	3	7	0	0	2	4	3	6	0	0	1	2	9	19
	岩槻区	2	3	5	15	0	0	2	5	8	39	7	31	9	37	33	130

※子ども虐待予防家庭訪問事業は、5訪問指導(3)母子訪問指導の再掲である。

(4) 育児不安電話相談(子育て不安電話相談)

[保健所]

子ども虐待予防には、親の軽微な子育て不安の早期解消や、精神面での支援が有効であると言われてしている。そこで、保健所では、育児不安への支援を行うことを目的とした、専用電話による育児不安電話相談を実施している。

相談内容により、保健所・保健センターでの対応だけでなく、病院、警察、NPO団体など、適切な相談機関への紹介も行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市「子育て不安電話相談」事業実施要領 〉

育児不安電話相談受付状況

[相談時間別件数]

総数	10分未満	10～19分	20～29分	30～39分	40～49分	50～59分	60分以上
408	73	125	95	56	27	21	11

[相談内容別件数] (重複あり)

総数	育児一般	育児不安	虐待	ドメスティックバイオレンス	相談者の人間関係	相談者の病気	その他
499	245	47	9	2	125	23	48

[相談対象年齢区分別人員] (重複あり)

		年 齢														
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12~17	18~	不明
総数	572	126	64	43	40	37	37	27	35	31	11	19	16	60	13	13
男	259	49	34	18	18	19	21	11	20	14	5	11	9	20	7	3
女	267	54	23	23	20	17	15	16	15	15	6	8	6	39	6	4
不明	46	23	7	2	2	1	1	0	0	2	0	0	1	1	0	6

(5) お母さんの心の健康相談[再掲]

(28 ページ参照)

(6) ふれあい親子支援(MCGさいたま)

[保健所]

保健所では、育児不安を抱える母親、または母子関係に何らかの困難を感じている母親(被虐待経験を持つ母親を含む)を対象として、グループ活動を通して母親の心理的な安定を図り、適切な育児の実践と子ども虐待の発生を予防することを目的に、自らが抱える問題を安心して語ることができる場所と時間を提供する「ふれあい親子支援事業」を実施している。また、保健センター及び関係課職員との事例検討会も随時実施している。

〈 根拠法令等 : さいたま市ふれあい親子支援事業実施要領 〉

ふれあい親子支援事業実施状況

開催場所	開催回数	参加者内訳	
		母(延人員)	児(延人員)
保健所	23	40	14

[事例検討件数]

総数	内 訳		
	保健センター	保健所	その他
2	2	0	0

[面接実施人数]

総数	内 訳		
	参加前	参加期間中	終了時
2	2	0	0

(7) 子ども虐待予防対応研修会**[保健所]**

保健師等の児童虐待対応職員が、効果的な虐待予防の支援を行うために必要な知識・技術を習得すること、また各所属の組織的対応力の向上を目的として体系的な研修を開催している。

〈 根拠法令等 : 子ども虐待予防対応研修実施要領 〉

日時・会場	テーマ	講師	対象者	参加者
8月1日(月) 中央区役所	アタッチメント理論の 視点から見た子どもと 親への支援	嵐山学園 学園長 早川 洋 氏	保健センターおよび 保健所に従事する 保健師、母子保健相 談員、子ども家庭支 援員等の虐待予防 の対応に従事する 職員	15名
10月17日(月) 中央区役所	アタッチメント理論の 視点から見た子どもと 親への支援	嵐山学園 学園長 早川 洋 氏	保健センターおよび 保健所に従事する 保健師、母子保健相 談員、子ども家庭支 援員等の虐待予防 の対応に従事する 職員	23名
西区：1月25日 北区：11月14日 大宮区：11月21日 見沼区：6月29日 中央区：10月19日 浦和区：2月20日 南区：1月23日 緑区：3月10日 岩槻区：6月17日	スーパーバイザー派遣 研修 ・保健センターへの技 術的支援	カウンセリングルームベア 田熊 喜代巳 氏 (臨床心理士)	保健センター職員	90名
西区：12月23日 北区：6月23日・1月12日 大宮区：6月21日・1月23日 見沼区：7月28日・12月19日 中央区：6月29日・1月30日 桜区：7月22日・12月16日 浦和区：5月24日・10月18日 南区：5月16日・11月14日 緑区：7月25日・12月15日 岩槻区：9月20日・1月20日	スーパーバイザー派遣 研修 ・保健センターへの技 術的支援	なごみ相談室 塚原 洋子 氏 (保健師)	保健センター職員	190名
① 見沼区：9月29日 浦和区：12月19日 南区：8月22日 岩槻区：11月18日・3月2日 ② 北区：8月22日 中央区：12月19日 桜区：11月18日 緑区：9月29日	スーパーバイザー派遣 研修 ・保健センターへの技 術的支援	嵐山学園(心理士) ①坂口 学 氏 ②松澤 千尋 氏	保健センター職員	90名

9 その他

(1) 妊娠高血圧症候群等療養援助費支給

[保健所]

さいたま市では、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患で、7日以上入院治療した妊婦に対し、療養援助費の支給を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市妊娠高血圧症候群等療養援助費支給要綱 〉

支給件数	0 件
------	-----

(2) 新生児聴覚検査フォロー事業

[保健所]

新生児聴覚検査フォロー事業は、新生児の聴覚障害を早期に発見し、適切な医療・療育の機会を確保するとともに、聴覚障害の発見から途切れのない支援体制の充実を目的として実施している。

この事業は、保健師が産科医療機関と連携し、保護者へ訪問や面接等により支援を行うことで、早期に聴覚療育が行える体制の整備に重点をおいている。

〈 根拠法令等 : さいたま市新生児聴覚検査フォロー事業実施要綱 〉

新生児聴覚検査フォロー実施状況

検査人数	フォロー件数	精密検査結果(延人員)		療育につながった件数
		異常なし	医療機関で継続フォロー	
8,927	70	40	62	4

(3) 先天性代謝異常等検査事業

[保健所]

保健所では、フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性甲状腺機能低下症を早期に発見・治療するためマス・スクリーニング検査を実施している。

〈 根拠法令等 : 先天性代謝異常等検査実施要綱 〉

先天性代謝異常等検査結果

検査件数	6,648
再検査件数	483

(4) 通訳ボランティアの派遣

[保健所・保健センター]

保健指導に通訳が必要となる際、保健福祉通訳ボランティアを派遣している。今年度は 18 件の利用があった。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条 〉

(5) 受胎調節実地指導員の指定申請(埼玉県への經由事務)

[保健所]

〈 根拠法令等 : 母体保護法施行規則第 9 条 〉

申請件数	7 件
------	-----

(6) 不妊治療支援

[保健所]

生涯を通じた健康支援の一環として、不妊に悩む市民等からの相談や情報の提供を行うとともに、不妊治療に伴う経済的負担の軽減を図るため不妊治療費の助成を行うなど総合的な支援を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市不妊治療支援事業実施要綱 〉

① 不妊相談(不育相談含む)(27 ページ再掲)

不妊治療に関する一般的な相談に保健師が電話や面接等で応じている。また、専門的な相談については、カウンセラーによる面接相談及び助産師による電話相談を行っている。

② 特定不妊治療費助成事業、早期不妊検査費・不育症検査費助成事業

不妊治療のうち、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精をいう)を受ける市民に対し、その治療費及び早期不妊検査費・不育症検査費の一部助成を行っている。

特定不妊治療費助成承認実績

助成件数	959 件
------	-------

早期不妊検査費助成承認実績

助成件数	481 件
------	-------

不育症検査費助成承認実績

助成件数	100 件
------	-------

(7) 保健関係団体育成

[保健所・保健センター]

母子の保健と福祉の推進を目的に設立された恩賜財団母子愛育会を本部とした「さいたま市保健愛育会」は、地域に根ざした母子に限定しないボランティア活動を展開している。

現在、中央区、浦和区、緑区、岩槻区、南区で地区愛育会が活動している。

保健所は保健愛育会の事務局として、また、保健センターでは、センター事業への協力依頼や各地区の活動への支援をするなど、連携した地域活動を行っている。

(8) 新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業

[保健所]

新型コロナウイルス感染症の流行下において、不安を抱える妊産婦に対し、分娩前検査費用の助成、感染した妊産婦への保健師等による電話や家庭訪問等による、寄り添った支援を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 〉

事業内容	実績(件)
1 不安を抱える妊婦への分娩前検査	3,414
2 感染した妊産婦への寄り添い型支援	5